3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市大川字西谷三二六九の一四、三二六九の三二、三二六九の六〇、三二六九の八一、三二六九の八二、三二六九の一二八、三二六九の一二九、三二六九の一五七、三二六九の一六五、三二六九の一六六、三二六九の一六八、三二六九の一七〇、三二六九の一七二、三二六九の一七三、三二六九の三五三、字大矢堅三三三三の七二から三三三三の七五まで、三三三四の八、三三三四の九、三三三四の七五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市志布志町田之浦字二本松一八一五の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町蓬原字日鎌二一一〇の四、二一一〇の六、字宮田二二四五の一、二二四六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日鎌二一一〇の四・二一一〇の六（以上二筆について次の図に示す部分の限る。）、字宮田二二四五の一、二二四六の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
御殿場市駒門字中林六〇八番一	前	最大 一二二	九四
		最小 一二六	五〇
	後	最大 一二二	
		最小 一二一	

○国土交通省告示第七百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十一日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
札幌市手稲区手稲本町五条一丁目四八七番四から同市手稲区手稲本町五条一丁目四八九番二まで	前	最大 七四	二五
		最小 七二	
	後	最大 七四	
		最小 四三	

○国土交通省告示第七百二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十一日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
三木市別所町正法寺字正法寺山三九一番一	前	最大 四五	九〇
		最小 四一	
	後	最大 四四	
		最小 三八	